

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和5年12月15日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと4・5）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和5年12月15日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
横浜市図書館ビジョン（素案）の策定について
横浜市文化財保存活用地域計画（素案）の策定について
- 3 審議案件
教委第38号議案 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について
教委第39号議案 横浜市立図書館規則の一部改正について
教委第40号議案 横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について
教委第41号議案 学校管理下の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
教委第42号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。11月16日の会議録の署名者は中上委員と木村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、12月1日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、総務部長から一般報告を行います。

山岸総務部長

【一般報告】

1 市会関係

- 12/7 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託
- 12/12 本会議（第3日）一般質問
- 12/13 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

総務部長の山岸でございます。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、12月7日に本会議第2日目が開催され、議案上程・質疑・付託が行われました。

12月12日には本会議第3日目が開催され、一般質問が行われました。

12月13日には市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 12/1 いじめ防止市民フォーラム
- 12/2 子ども科学教育研究全国大会
- 12/11 2023年度 横浜市教育センター研究発表会

(2) 報告事項

- 横浜市図書館ビジョン（素案）の策定について
- 横浜市文化財保存活用地域計画（素案）の策定について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、12月1日にいじめ防止市民フォーラムが市庁舎1階アトリウムで行われ、鯉渕教育長、中上委員、四王天委員、大塚委員が出席されました。

また、12月2日に、子ども科学教育研究全国大会が横浜市立白幡小学校で行われ、鯉渕教育長が出席し、挨拶しました。

12月11日には、2023年度 横浜市教育センター研究発表会が横浜花咲ビルで行われ、中上委員、四王天委員がオンラインで出席されました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点

目ですが、「横浜市図書館ビジョン（素案）の策定について」、2点目は、「横浜市文化財保存活用地域計画（素案）の策定について」報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

特になければ、次に、「横浜市図書館ビジョン（素案）の策定について」、所管課から御報告いたします。

下澤中央図書館長

おはようございます。中央図書館長の下澤です。いつも御指導いただきましてありがとうございます。本日は、「横浜市図書館ビジョン（素案）の策定について」、御報告いたします。本件は、一昨日の12月13日に市会常任委員会に報告し、昨日12月14日に記者発表及び市民意見募集を開始しております。資料につきましては、教育政策推進課担当課長から御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

高柳教育政策推進課担当課長

教育政策推進課担当課長の高柳でございます。それでは、資料の御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。お手元にはA3の資料と横浜市図書館ビジョン（素案）の2種類を御用意させていただいております。本日はA3の資料に沿って御説明させていただきます。

まず、1ページ左上を御覧ください。横浜市民図書館の現状と課題、市民ワークショップ等でいただいた市民の皆様の御意見や事例調査等を踏まえ、横浜市図書館ビジョン（素案）を策定いたしましたので、御報告いたします。

まず、「はじめに」についてです。図書館は、本という媒体を通じて、人々に知識・情報を届けてきました。今、情報は得るだけでなく、誰もが、創り、編集し、発信することもできるようになってきました。さらに、本との向き合い方も多様になってきています。本から始まるつながりづくりを重視した向き合い方も出てきています。本市では「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」をうけ、図書館は、市民の読書と学びを支える地域の情報拠点として、蔵書の充実、図書取次所や移動図書館の充実、電子書籍サービスの導入などにも取り組んできました。市民の皆様からは、図書館に、子どもたちの居場所づくり、子育て中の方へのサポート、地域とのつながりづくりなどの役割も期待されています。一方で、施設・設備の老朽化が進み、建替え等の検討時期を迎える図書館もあります。本の物流への対応や、収容スペースの確保などの課題もあります。変化し続ける時代に対応し、まちとともに新しい時代を創ることができる図書館であり続けるために、横浜市図書館ビジョンを策定いたします。

次に、「横浜市図書館ビジョンの位置づけ」を御覧ください。横浜市図書館ビジョンは、10～20年後を見据え、中長期的な社会の変化を展望し、これからの図書館の「目指す姿」や「取組の方向性」を示すものとして策定いたします。策定にあたりましては、図書館に関する個別の行政方針と位置づけ、市の中期計画、財政ビジョン、教育ビジョン、教育振興基本計画、横浜市民読書活動推進計画、他の方針、計画等と関連する部分について整合を図ってまいります。事業の推進にあたりましては、機能の拡充及び施設整備を進め、毎年度の予算において、実施時期及び事業量を定めてまいります。裏面2ページの左上に横浜市図書館ビジョンの位置づけのイメージの図をつけております。こちらは後ほど御覧ください。

お戻りいただきまして、1ページ目の左下、「新たな図書館像」を御覧ください。

い。これからの図書館は、読書を通じて「知る・学ぶ・深める」ことができるのはもちろん、未来を担う子どもたちや子育て世代をはじめとした全ての市民一人ひとりにとって、居心地よく自由に過ごすことができる、多様な人々の「つどい・憩い」場になります。図書館は、読書に加えて、触ったり、聞いたりと様々な感覚で「遊ぶ・体験する」ことができ、様々な知や人、文化に出会い「まちとつながり・交流」できる、“わくわく”を見つけられる場になっていきます。さらに、子育てや暮らしをより豊かなものにするために、市民の皆様や地域の団体、企業の方たちがアイデアを出し合い、「連携・協働」して解決方法や、新しい“わくわく”を創り出せる、子どもから大人まで、みんなが主役になれる場になっていきます。市民の皆様一人ひとりが自分らしく活躍できる社会、そして社会とともに変わり続けられる図書館を創っていきます。イラストは、これまでの図書館とこれからの図書館のイメージ図です。後ほど御覧ください。

続きまして、右側、「新たな図書館像の5つの基本方針」を御覧ください。これはどのような方向に拡充・強化していくのかを示すもので、9月の教育委員会臨時会でも御報告させていただいたものでございます。「基本方針1 未来を担う子どもたちのための図書館」「基本方針2 あらゆる市民のための図書館」「基本方針3 まちとコミュニティのための図書館」「基本方針4 利用しやすい図書館サービス」「基本方針5 柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館」の5つでございます。

続きまして下段、「新たな図書館像の実現に向けて」を御覧ください。取組の方向性を6つの項目でお示ししております。

「1 蔵書・レファレンスの充実」では、生成AIなど新たな技術が誕生する中、これらの技術を使い、情報を主体的に選び、創造できるメディア情報リテラシーが大切です。市民の皆様の主体的な学びを支えるためにも、蔵書・情報を充実させてまいります。各館は特色ある蔵書を持ち、市立図書館全体として幅広くバランスの良い蔵書を構築していきます。司書は、レファレンスサービスで情報と市民の皆様をつなぎ案内するとともに、コーディネーターとして人とまちと図書館をつないでまいります。

「2 図書館の施設整備の考え方」では、財政ビジョンで示すファシリティマネジメントの考え方と財政負担を考慮し、1区1館を基本としながら、機能の拡張とアクセシビリティの向上の両立、脱炭素社会の実現を目指し、施設整備等を進めてまいります。現地での建替えやリノベーションを基本としつつ、より利便性の高い主要駅周辺等への移転などにより、アクセス性や空間確保を向上させます。

「3 新たな機能・機能拡充に伴う空間づくりの考え方」では、未来を担う全ての子どもたちが、幼いときから図書館で読書を楽しめるように、子どももその保護者もくつろいで過ごせるインクルーシブな環境づくりを進めます。利用者のニーズに応えられる居心地のよい空間づくりを進め、従来の本の貸出しと情報を届けるサービスに加え、体験と実践、交流の機会を充実させていきます。

「4 図書館外のサービスポイント設置の考え方」では、図書館サービスへのアクセスを向上するため、図書館以外で本を借りたり返したりできるサービスポイントを拡充していきます。また、電子書籍の導入状況や本の配送増加への対応等も考慮しながら、サービス空白地の地区センターなどでも設置を進め、図書館サービス全体の充実と利便性を向上させます。

「5 効率的・効果的なサービス提供とツールの充実／デジタル技術の活用によるサービスの最大化」では、デジタル技術の活用により、サービスを向上させるとともに、定型的な業務の効率化を図り、司書が専門性を活かした利用者サー

ビスに更に注力できるよう検討します。

「6 多様な主体との協働・共創」では、様々な主体と手を取り合っ、社会や市民ニーズの変化に応じた知識・情報サービスを創り、提供する開かれた図書館となります。

おめくりいただきまして、裏面2ページを御覧ください。こちらには資料を掲載しております。2ページ左側の上段、「【資料1】横浜市図書館ビジョンの位置づけのイメージ」では、横浜市図書館ビジョン策定にあたり、他の方針、計画等と関連する部分について整合を図っており、その図をお示ししております。

左側の下段及び右側上段の【資料2-1】【資料2-2】の「基本方針の取組例」では、ソフト面・ハード面それぞれの取組例を記載しております。なお、これらは現時点でのアイデアであり、今後の社会の変化に合わせて更新し、組み合わせながら図書館の機能の充実を図ってまいります。後ほど御覧ください。

続きまして、右側下段、「【資料3】横浜市図書館ビジョン 検討の経過と今後の予定」を御覧ください。先ほど御案内差し上げましたが、令和5年12月14日から令和6年1月21日まで市民意見の公募を実施しております。また、今後、有識者の意見聴取を行い、令和5年3月までの図書館ビジョンの原案策定・公表を予定しております。御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

いろいろと御説明ありがとうございました。図書館のイノベーションを図るという意味でのキックオフという形で捉えさせていただきました。まず、「横浜市図書館ビジョンの位置づけ」のところで「10～20年後を見据え」と書かれていますが、10年から20年って結構長いんですよね。コンピューターの世界でもムーアの法則があって、5年で10倍の進化、10年で100倍、20年たつと1万倍の進化をすると言われてますよね。それも今もう限界に来ていて、量子コンピューターや脳型コンピューターが次の世代に来るだろうと言われてます。まず最初にお聞きしたいのが、これは10年から20年後に完成形を目指すというような捉えなのでしょうか。

高柳教育政策
推進課担当課
長

御質問ありがとうございます。全てのことを10年から20年後というのではなく、できるものについては先に取りかかっていたいと思っております。

四王天委員

分かりました。そうですね。そのように取り組んでいかないと、なかなか変化対応ができないかと思えます。18区各区に1館ずつありますが、このような未来型と言っているような図書館というのを、まずは中央図書館に資源を集中して取り組むのか、中央図書館を横浜市の図書館のフラッグシップのようなモデルにして、それから各区へ派生していくのか、その辺りの取組の順番はいかがでしょうか。

下澤中央図書
館長

現在も中央図書館は、センター機能を持った横浜市立図書館の中心的な拠点と考えております。そして、ほかの17館は、比較的地域性があるとはいえ均等性でございますので、今後は機会を捉えまして再整備を、地域の特徴、いろいろな特色出しをしたいと考えておりますが、四王天委員が御指摘のように、まず中央図書館がセンター機能として、いろいろパイロット的、モデル的に行っていくということは考えております。横浜市図書館ビジョンとは直接の関係はありません

が、令和6年1月から図書館情報システムの改築などをして、多様なサービスを展開してまいります。

四王天委員

まずは理想的な形を中央図書館で示していただきたいと思います。あと、新たな図書館像の実現に向けて、多様な主体との協働・共創というのがありますが、学校図書館と連携して取り組んでいくという話は伺っていますが、大学の図書館との連携みたいなものは考えていらっしゃいますでしょうか。

高柳教育政策
推進課担当課
長

御質問ありがとうございます。大学の図書館の部分につきましては、素案の27ページのところで、大学図書館ということで明記はないのですが、大学と一緒に図書館サービスにおける助言・協働、研究ということで、一緒に取り組めるところについては、一緒にサービス開発などに御協力いただきたいと思っております。

四王天委員

分かりました。基本のところに蔵書の充実とありますが、どう見ても蔵書を増やすということは、物理的な制約がすごく大きくなってくると思います。それで、より専門的なものに関しては、もしかしたら大学にお願いするとか、その役割分担の性格づけがあっても良いのではないかと考えたので、そんなことを申し上げました。

最後にもう一つ、10年、20年の間、多分いろいろな災害があるかと思えます。この中には多分うたわれていないと思いますが、図書館に防災や避難の機能を持たせるというようなお考えはありますでしょうか。

下澤中央図書
館長

ありがとうございます。現在でも、区役所の防災計画によりますが、一時滞在施設に位置づけられたりしておりますので、その区の防災施設の特性によりまして、図書館も防災に寄与しております。

四王天委員

その辺りがまた更に強化されるとかそういうお考えではなくて、今の機能を維持していくということでしょうか。

下澤中央図書
館長

現時点は今の機能を維持してまいります。防災計画や諸般の計画の変更によって整合性を取ってまいります。

四王天委員

南海トラフ地震などもあるかもしれません。今までの想定よりももっと大きな災害が起きるということ、これからの10年、20年の間のビジョンの中では考慮していかなければいけないのではないかと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。基本方針の1、2、3、4、5のトップに「基本方針1 未来を担う子どもたちのための図書館」ということをまず挙げたということは、非常に意味があると思います。この策定に当たって、市民のワークショップ、134人の参加があったと聞いています。そこに、10代の方が12人参加されています。もう一つ、市民アンケートもお取りになっていらして、その市民アンケートは、子育ての部分も含めたところで、10代の方は4人が回答してくださっています。私としては、10代の方の参加がもっと欲しい、あって良いのではないかと思います。未来を担う方々がこの横浜市図書館ビジョンにどういう思いを持

っているかというお声をもっと必要ではないかと思えます。ちょうど12月14日からまた市民の意見公募がかけられています、ぜひ10代というところに焦点を当てていただきたいと思えます。

それはなぜかという、一つは、やはりティーンズの読書量の少なさというのが図書館としては問題だということ課題として挙げていらっしゃいました。いかにその方々が興味を持つかということが読書にもつながっていくというところで行きますと、先ほど四王天委員が大学との連携とおっしゃってなるほどと思ったのですが、市民のワークショップの高校生の御意見の中で、私は高等学校で図書委員会に入っていてこんな取組を行っています、ということで、図書館で可能な取組についてのすごく生き生きとした御発言を記録で読ませていただきました。小学校、中学校、高等学校を含めて全てのところに学校図書館があり、そこには司書がいて、そして図書委員会の子どもたちがいて、そういう読書に興味のある子どもたちということ、一つピンポイントで焦点化したアクセスが何かできないものか。

そういった子どもたちが、横浜市図書館ビジョンに関しての今後、例えば基本方針1の「取組・機能のアイデア」として、ソフト面で「子どもたちの企画やアイデアを生かした展示やイベント」と書いてあって、子どもが主体になっているいろいろな取組をするという。これも非常に大事なのですが、横浜市図書館ビジョンの策定にどう関わらせるかということ、それがこういう様々なイベントの企画や運営だということ。そうすると、始まりのところに10代の皆さんが関わり、実際、横浜市図書館ビジョンが動き出した具体的な取組に関わり、1年たったときに、自分たちのしてきたことがどうだったのかということの評価を、10代の方たちが点の部分でいろいろなものに参加されていくことが、最後、自分たちの振り返りとか成果とか自己評価ということになっていくと、これが一つの直線につながって行って、よく言われますが、点が線になって面になっていくというところにすごく意味があるのではないかと思えます。

そう考えたときに、例えばですけれども、具体的な取組の話になって申し訳ないのですが、今後、ソフト面やハード面の中に、高校生などがメインになってくるかと思えますが、大学生ももちろん入っていただきながら、ぜひ10代の方々を中心とした実行委員会のような、横浜市図書館ビジョンを実際に具現化するような、そういった取組というもの、それはやはり子どもの権利条約の意見表明権にもしっかりつながって行って、行政としてどう子どもの意見を取り入れながら運営していくかということも明確になってくるのではないかと思えます。これは要望ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

高柳教育政策
推進課担当課
長

ありがとうございます。10代の子どもの意見聞きながら進めていくということで御意見を頂きました。これからの部分もあります、ぜひ子どもたちの意見、まさに使っていただきたい世代の意見ですので、取り入れ方、運営への反映の仕方というのを検討してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

木村委員

大変分かりやすくなっていると思えます。一つお聞きしたいのですが、新たな図書館像のイメージ図。大変、機能的に拡充して、最終的に創出される新たな知識、価値、これを身につけることでどう変わっていくのでしょうか。

下澤中央図書館長

本編には6ページに新たな図書館像のイメージ図があります。左の方がこれまでの図書館ということで、今まで本を貸し出したり、閲覧したり、静かに一人で勉強していただくという形が多かったのですが、今後はそれに加えて、交流、創造、対話や、居心地の良さなど、そういったこと、市民協働、地域連携、学校連携を大に行っていくという形を示しております。やはり究極的には、私の考えでもありますが、本や読書を通じて人が幸せになる、それから自分で考える人間をつくる、これは横浜教育ビジョンの文言にもありますが、そういう人間といいますか人をつくっていくのが社会教育施設である図書館の使命だと思いますので、これに向けて、これまでの伝統的な機能にこういうことを加えたいということを表示したところでございます。

木村委員

まさしく今言われたところがメインだと思っています。今、OECDのラーニング・コンパスにもあるように、ウェルビーイングに向けて、学校教育も企業も自分たちがそこにどう向かっていくかが重要であって、まさしく、図書館はそういった新たな機能の中でこういったものを身につけてウェルビーイングにどう向かっていくか。できればそういった項目が一つあると、それぞれの個の力をつけるのではなくて、これは学習指導要領の3観点でもそうですよね。最終的には、「分かって」「できる」「どうするか」から、それを社会にとか生きるためにどう使うか。そこら辺がもう少し明確になってくると良いのではないかと思います。以上です。

中上委員

本当にこの横浜市図書館ビジョンというのはいろいろな観点から、まさに図書館がスポットライトを浴びて、今現実に働いている司書の方々をはじめ教職員の皆さん方が、いかに市民のニーズに合わせるかと頑張っておられると思います。特に将来のことを考えたときに、図書館の在り方というのは、こういうビジョンによっていろいろな人の意見を取り入れていくきっかけになるのではないかと思います。私は9月の教育委員会臨時会の時にも言ったと思うのですが、民間企業の「大和市文化創造拠点シリウス」や、「ゆいの森あらかわ」など、いろいろな新しい型の図書館も勉強させていただいたのですが、確かにここに書いてあるように、それによってまちの雰囲気が変わってきているんですよね。ああいう機能は、従来は図書館にそういう機能はなかったと思います。一方では、いつも言うように港北図書館をちゃんとしてほしいなと思います。これは横浜市図書館ビジョンですから今日はそういう話はしませんが、具体的な今の中でのもっとやらなければいけないこともあろうかと思います。

今日言いたいのは、ここにもいくつか書いてあるのですが、やはりこれからの時代、デジタル化やAI。ここにもいろいろAIのこともデジタル化の対応についても書いてありますし、後ろのほうの説明、ソフトの取組例でもいろいろ触れておられるので十分認識された上でのビジョンだと思いますが、これから10年、20年となると、デジタル技術によって大きく環境が変わってくると思います。日本はデジタル技術が非常に遅れていますから、やはりこのところをいかに新しい時代に合わせて変えていくか。具体的には、ここにも司書の人材育成というのがありますが、司書の方も非常にやりがいがあると思います。でも、あれもこれもできないわけですよね。そうすると、本来の司書の役割はどこにあるのかということも踏まえた上で、人材育成のポイントというか、特にデジタル化とか新しいサービスのスキルを上げていかなければいけないし、また、それを市民の方は望んでいると思うのです。現実、図書館まで行かなくても自宅でいろいろレファレンスサービスすることもできます。私も先日、中央図書館に行って調べること

があったのですが、レファレンスサービスで非常に丁寧にいろいろ教えてもらい、ああ、こういうことなのだなと思いましたし、その後のフォローも自宅でできるわけです。やはり司書の在り方も変わっていかねばいけないし、新しい時代に向けての、特にデジタル化に向けての人材育成で、今までとちょっと違った視点みたいなのがもしあったらお聞かせいただきたいです。

下澤中央図書館長

ありがとうございます。司書につきましては、これから専門的業務に専念して、専門職としての能力を発揮すべきだと考えております。具体的には、中上委員から御指摘がありましたレファレンスサービスや、良い本の選書、それから学校連携、地域連携等だと思っております。図書館業務全般を見ますと、窓口における貸出や返却、書架への配架や物流など、いろいろなことがございますが、これからは、今申し上げましたような専門的業務にだんだん特化して行政サービスをしていく。それから、お話があったデジタル化にも対応した地域と図書館、人とまち、人と本をつなぐ司書が求められていると考えておまして、そのように人材育成をまいります。

森委員

御報告ありがとうございます。私も一つの市民ワークショップにも参加しましたが、そのときの資料を改めて今回の素案とセットで見返しました。そのワークショップのときに配られた資料の中で、ありがたい横浜市の図書館の未来の姿を共に学び、共に考え、共に創るシチズンセンタードデザイン、市民中心のデザインと書いてありました。この言葉にもあるように、横浜市が一番の強みというのは市民力だと思いますので、どうしたらそこをしっかりと生かした図書館像になっていくかということは、このプロセスもですし、実際に出来上がっていく素案の中でもより注力しながら、今回の素案を改めて全部見てみました。そうしたときに、大きなキーワードだと思ったことが三つありまして、一つは市民参加と市民創造、もう一つは協働、三つ目はデジタルシフトとデジタル技術だと思っております。

それを踏まえて、思ったことの前にいくつか質問というか確認をしたいと思ったことがございます。新たな図書館像のところの下にある絵ですが、左側に小さな丸と右側に大きな丸があると思います。そこに「協働による拡張」と書いてあって、その先に「まちと図書館をつなぐ多様な入口」であったり「WEBと図書館をつなぐ多様な入口」という丸がそれぞれ書いてあって、その更に下側に「まち・地域とのつながりによる拡張」という幾つかのキーワードとして、拡張、協働、入口というのがあるのですが、この関係性を改めて御説明いただいてもいいですか。

高柳教育政策推進課担当課長

ありがとうございます。こちらの図には色がついていて、緑の部分が図書館の中や図書館の関係、図書館とまちであったり、地域との関係の中で動いていくもので、その外側というのが、逆に、まちと地域が主体で、そこに図書館が関わっていくような、図書館が中心なのかまちと地域が中心なのかというのは少しいろいろあるかとは思いますが、図書館の、内外と言うとおかしいですけども、それを表しています。「まちと図書館をつなぐ多様な入口」については、例えば活動するとき、これまで図書館は本が入口だったと思いますが、図書館の中で皆様といろいろな活動していく中で、イベントから図書館の本に触れていただいたり、図書館の入口をいろいろ増やしていくというイメージでございます。また、WEBの部分につきましても、今まで、本日も委員からいろいろ御意見・御指摘いただいた、情報社会、情報空間での活動というのもこれから活発になっていく

と思いますので、例えば情報空間から図書館にアクセスする、それは図書館のデジタル部分でアクセスするみたいところで、デジタルの中での図書館活動と言うとおかしいですけども、そこも少し意識させていただいたところがございます。

森委員

ありがとうございます。「協働による拡張」において不可欠なことというのはどんなことだと今感じていらっしゃるのでしょうか。

高柳教育政策
推進課担当課
長

図書館だけが主体、主役というよりは、やはり皆様と一緒に同じパートナーとして、どちらかが主・従ではなくて、平等な関係と言うとおかしいですけども、パートナーとしてお互いの関係、対等な関係でのつながりというのが、まずは重要ななと思っております。

森委員

同感です。その先に、右側に「創出される新たな知識・価値」と書いてありますが、こういった様々な図書館内外の協働・連携によって、その右側に書いてあることとのつながりを補足いただいてもよろしいですか。

高柳教育政策
推進課担当課
長

右側の方につきましては、図書館での活動ですとか、地域の皆様との協働でのいろいろな活動により、新たに今までにないもの、今までにない知識を生み出す、そのようなところを考えておまして、図書館や地域、WEB空間でいろいろ情報交換、意見交換、知の交換をしている中で、新たな取組、新たな知、新しいイノベーションが生み出されるということを今は想定しております。

森委員

今のはすごく大事なポイントだと思うのですが、それはどこかに書いてあるのですか。図の中には書いてあるのはそうなのですが、図書館の中で起きていく様々なことから新たな知をつくっていくというところは、文章としてはあるのでしょうか。

高柳教育政策
推進課担当課
長

例えば5ページのところで、「新しい“わくわく”」というところで、少し新たなものをつくっていくということを記載しているつもりです。あと、11ページの「基本方針2 あらゆる市民のための図書館」のところ。3行目の「様々なつながりと新たな発想を生み出す、交流・創造・発信の拠点となります」というのと、一番下の「体験・交流・創造・発信の拠点となります」と書いてある箱の四つ目、一番右側の「新たな知識・価値を創造し、発信する機会をつくります」ということで、図書館の中で新たな価値を生み出すということを今は想定しております。

森委員

ありがとうございます。そうした大事なキーワードがしっかりと浮き立ってきて、横浜市はこういうことを目指しているということがより伝わると良いかと、今、御説明を聞きながら思いました。今の話も踏まえて、この前読んだ一つの記事の中に、東京大学の先端科学技術研究センターに中邑賢龍先生という方がいらっしゃって、その方が書いていた言葉ですが、「これからというのは、無計画・無目的な学びの場が必要だということであったり、いろいろなことがブラックボックス化していく中で、その中をのぞき込んでみたいと思うような人づくりというのがすごく必要だ」という話を書いてありました。

それを読んだときに、これは本当に図書館にも通じることだと思いました。いろいろなことのキーワードの中に、いかに図書館が良いサービスをしていくかと

いうことは書かれていますし、それはすごく大事なことで、居心地の良さだったり遊びの部分だったり体験の部分というのは、ぜひもっと更に増やしていただきたいと思いつつ、全部をサービス化しない。計画し過ぎてそこに余白がなくて、ただそこに乗っかるだけというような空間にするのではなくて、市民に委ねていく、その部分も一緒に創っていくというところをぜひ残していただくのが、一つのキーワードとしてしっかり残っていくと良いなと思っています。ただ、無計画・無目的というのは、何もシナリオをつくらないというわけではなくて、交流が生まれるような仕掛けとか、人が出会いたくなるような導線を作ったりなど、そこで実際に思わぬ知識の交換が起きるような、そこはしっかりとシナリオづくりをしたほうが良いと思うので、そこをしないというわけではないのですが、そのバランスはぜひ今後、更にこの素案をつくっていく中でも押さえていただきたいと思います。

この前、スウェーデンの幼稚園の先生たちが読む本を日本語訳したものを読んでいたのですが、子どもたちは何歳から民主主義を学べるのだろうかということが書いてある本だったんですね。結論としては0歳からということが書かれました。教育だったり図書館におけることというのも、一人ひとりが自分の意見を持ったり、意見が違うことがすごく大切にされることとか、意見が違ってそれを安心して出せるには居心地のいい空間が必要ですし、安心できる心理的な安全性も必要ということで、その部分を今回、図書館でつくっていくということで幾つか散りばめられているので、すごく良いなと思いました。

ただ、そこにとどまるのではなくて、意見が違うよね、居心地いいよね、出せるよね、だけではなくて、その先に、それでも共にどのように創っていけるかということ、創造というところがありますが、そこにはかなりの面倒くささがあります。その違う中でつくっていくことは簡単ではないけれども、一人ひとりがその力をもつていくということが、図書館の中でもどのようにそれをみんなで学んでいけるのか、つくっていけるのかということも、ぜひ一つ意識できると良いなと思いました。ただみんな違ってみんな良いみたいところで終わらない。みんな一人ひとりがただ学びを深めて知識をつけていくだけではない、共に創造するためには、その部分を深める必要があると思うので、そこをどのように入れ込んでいくかというのは、横浜市図書館ビジョンの中では少し難しいですが、すごく大事なキーワード、ポイントだと思うので、ぜひそこはと思います。

あと、デジタルシフトのところについては、デジタルとリアルの違いというのは、その境目はすごく小さくはなっていますが、一番のデジタルの特徴というのは編集のしやすさ、短いスパンで作ったり編集したり消したり、またもう一回作り直したりできるということが、やはり大きな特徴だと思います。それイコールどういうことかということ、いろいろな市民の人が参加できて、共にトライ・アンド・エラーがたくさん繰り返せるということだと思いますので、ぜひデジタルのことが、単なる効率化とかアクセスを高めるだけではなくて、共につくるところにどうやってそれが生きていくのかということもぜひ意識したデジタルの活用というのを押さえていただければと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に、「横浜市文化財保存活用地域計画（素案）の策定について」、所管課から御報告いたします。

小野寺生涯学習文化財課長

生涯学習文化財課長の小野寺と申します。よろしくお願いたします。本日、御説明差し上げますのは、「横浜市文化財保存活用地域計画（素案）の策定について」の御報告となります。お手元に資料としてA3の資料、計画の概要版の資

料、素案の冊子の本体をお配りしておりますが、御説明はA3の資料で差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料「1 計画作成の背景（国の動き）」を御覧ください。過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が喫緊の課題であり、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制を整備することが必要とされ、平成30年に文化財保護法が改正されました。この法改正に伴い、都道府県が策定する文化財保存活用大綱、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の、文化庁による認定等が制度化されました。この計画によって期待される効果ですが、その下に3点書いております。国の指針では、各地域における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的な実施の促進、地域の文化財行政が目指す方向性や取組内容の可視化、文化財の専門家のみならず多様な主体が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代継承に向けた取組の促進が挙げられています。

次に、「2 計画作成の体制」を御覧ください。本市では、平成30年の法改正を受けまして、国の指針に基づき、文化財関係者のほか、文化・まちづくりに関する団体、市民団体等で構成する「横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会」や、文化財に関する有識者で構成する「横浜市文化財保護審議会」から御意見を頂くとともに、文化庁や神奈川県による指導・助言、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団等の協力のもと、作成を進めています。作成した計画は、文化財保護法第183条の3に基づき、文化庁への認定申請を行います。

次に、「3 今後のスケジュール」を御覧ください。今年度は、先日12月13日に市会常任委員会に報告いたしました。また、本日の教育委員会で素案を御説明した後、市民意見募集を12月22日から開始予定でございます。また、2月に文化財保存活用地域計画作成に関する協議会、横浜市文化財保護審議会を開催し、3月に市会常任委員会及び教育委員会で原案を報告するとともに、文化庁に原案を提出いたします。令和6年度は、6月に文化庁に認定申請を行い、7月の認定を目指しております。

次に、「4 計画の位置付け」を御覧ください。本計画での取組は、横浜市中期計画において、施策30の「主な施策3 歴史と創造性を生かしたまちづくり」に位置づけられています。また、第4期横浜市教育振興基本計画では、柱8の「施策3 横浜市の歴史に関する学習の場の充実」に位置づけられています。

次に、その下「5 計画期間と進捗管理」を御覧ください。「計画期間」は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。また、「進捗管理」については、年度ごとに施策・取組の実施状況を把握・評価し、横浜市文化財保護審議会に報告、公表いたします。

その右隣、「6 計画の推進体制」を御覧ください。本計画の推進にあたっては、文化財保護を所管する教育委員会と庁内関係部署が連携を図るとともに、市民、関係団体、専門機関等のそれぞれが主体となって参画できるよう、相互に連携して取り組みます。

続いて、資料の右上、「7 文化財の保存・活用の方向性と目指す姿」を御覧ください。「方向性」ですが、文化財の保存と活用が対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら、保存と活用の好循環を実現していきます。また、「目指す姿」ですが、多様な主体と連携しながら、本市の歴史文化を次世代に継承するため、「まもる」「いかす」「つながる」の3つの姿を目指し、取組を進めてまいります。目指す姿と施策については、後ほど御説明いたします。

「8 本計画における『文化財』と『歴史文化』」を御覧ください。「文化財」については、文化財保護法や条例で指定・登録されたものだけではなく、横浜の歴史文化を知る手がかりとなるものや地域で大切に守られてきたものを「文化財」として幅広く捉えます。「歴史文化」については、「文化財」と、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観などの「文化財の周辺環境」が一体となったものを「歴史文化」とします。

次に、「9 本市の歴史文化の特徴」を御覧ください。本市には、先史時代から培われてきた文化財が継承されており、開港を契機に近代文明開化の地となった経緯もあり、個性的な街並みが形成されています。本計画では、本市の歴史文化の特徴として、「① 海と川とともに暮らした先史から古代の人々」「② 鎌倉文化の広がり、戦乱と地域の再編成」「③ 陸路と海路が交差する江戸の玄関口」「④ 開港に始まる国際性と近代性」「⑤ 谷戸や海辺で営まれた暮らし」の5つにまとめています。

資料の裏面を御覧ください。次に、「10 本計画の体系」でございませう。本計画では、「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿を実現するための課題を整理し、3つの「方針」と12の「施策」を設定いたしました。左側の「3つの目指す姿と課題」の上段「まもる」を御覧ください。「まもる」では、横浜の歴史文化が市民に受け継がれ、大切に守られている姿を目指します。その下の「課題」としましては、文化財の継続的な把握調査等の実施、埋蔵文化財調査の継続的な実施、文化財所有者等に対する支援などがあります。これに対して、「方針1 調査の充実と適切な保存」を設定いたしました。この方針に基づきまして、施策は施策1から施策5までございませう。「施策1 文化財の把握調査、詳細調査などの実施」「施策2 埋蔵文化財調査の実施」「施策3 制度による保護の推進」「施策4 文化財の防災対策」「施策5 収蔵施設の整備」の5つの施策に取り組みませう。

資料の左側の緑色のところ、目指す姿の2つ目「いかす」を御覧ください。「いかす」では、多様な主体により、様々な視点で文化財が生かされている姿を目指します。「課題」としましては、文化財への理解促進と価値に配慮した活用、文化財に触れ、親しみを感じる機会の創出があります。そちらに対しまして、「方針2 文化財の特性に応じた活用の推進」を設定し、施策6から施策10までの施策を設定してございませう。「施策6 歴史文化を身近に感じ、学ぶ機会の充実」「施策7 地域活動の活性化」「施策8 歴史を生かしたまちづくり」「施策9 文化財を活用した文化芸術活動」「施策10 文化財を活用した賑わい創出」の5つの施策に取り組みませう。

下段、目指す姿の3つ目「つながる」を御覧ください。「つながる」では、文化財を核として多様なコミュニティやつながりが生まれている姿を目指します。「課題」としましては、情報発信の充実、新たな担い手や守り手の創出、相互連携・協力体制の整備があります。方針3を定めまして、こちらでは「方針3 多様な主体がつながる仕組みづくり」を進めてまいりませう。この方針に基づいて、「施策11 情報の公開、発信の強化」「施策12 連携事業の推進と人材育成」の2つの施策に取り組みませう。

続いて、資料の右上、「11 文化財の総合的・一体的な保存・活用」を御覧ください。本計画では、多種多様な文化財を、特定のテーマごとに捉えた「関連文化財群」と、文化財が集中する特定の区域である「文化財保存活用区域」を設定いたします。「関連文化財群－9つのストーリーと構成する文化財－」については、個々の文化財を共通のストーリーで関連付け、横浜の歴史文化を分かりやすく伝える取組を進めませう。ストーリーについては、「①海と川とともに暮らした

先史から古代の人々」「②武家社会下の交易・交通と文化」「③横浜開港—国際貿易港のあゆみ—」「④シルクがもたらした繁栄」「⑤コスモポリタン都市—文化の交差点—」「⑥近代都市を支えたインフラストラクチャー」「⑦焼け跡から二度よみがえった都市」「⑧谷戸・里山と横浜の原風景」「⑨地域が育む祭礼・行事」の9つを設定し、それぞれのストーリーを構成する文化財をまとめています。

その下、「文化財保存活用区域」については、文化財が集積する4区域において、文化財の一体的な保存活用を図り、文化的な空間の創出を目指します。本計画では、「①関内区域」「②山手区域」「③三溪園区域」「④称名寺・朝夷奈区域」の4区域を設定し、庁内関係部局と連携しながら取組を進めてまいります。

御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。どうぞ。

中上委員

説明ありがとうございます。たしかこういう文化財の保存活用地域計画などを策定するのは初めてですよ。よくまとめられたと思うのですが、この発端は、国が文化財保護法を改正して、まさにここの「期待される効果（国の指針）」の中にあるように、従来の保存活用だけでなく、また、文化財の専門家だけでなく多様な関係者が参画して地域社会総がかりで文化財の次世代継承という、私はここが結構大事なところだと思います。どうしても、文化庁に事前に申請して例えば修理するとか、計画・設計から全部、文化庁のOKが出ないとできないわけですが、そうではなくて、やはり大事なのは、保存だけでなく活用というところがこれからの時代には求められるし、まさに生涯学習文化財課ですから生涯学習に結びつけていかないと、何のための保存か分からないわけですよ。ここの右のほうにありましたように文化庁の補助金が欲しいわけですから、どうしても「まもる」というところにエネルギーを使ってしまうわけです。ただ、そうではなくて、ここに書いてあるように「いかす」とか「つながる」とか、この辺りがやはり大事です。

具体的に私自身の経験で言いますと、係長の頃でしょうか、これも前に言ったような気がしていつ言ったか忘れてしまったのですが、文化財担当の人と一緒に山手の外国人住宅の庭の境界石を了解を得て掘り起こすというボランティアをしました。また、中区に勤務していたときは、開港記念会館のステンドグラスを改修するのに、あれも計画、設計は文部科学省からがんじがらめに言われるわけです。その対応も大変だったのですが、そのときに、ステンドグラスのマイスターのお力をお借りして、その機会に改修のプロセスも全部見せるとともに、中区の名所にあるステンドグラスを市民公募して、それを一緒に関連イベントで行って、そのステンドグラスを復元する意味を市民と共有したわけです。こういうのを話し出すと切りがないのですが、真葛焼を掘り起こすときに、民間企業の開発をストップしてから昔の陶器を掘り起こすわけです。それも短期間に行わなければいけないから、ボランティアがすごく必要なのです。生涯学習文化財課の職員も自らボランティアをしていましたが、そういうときに、ちょっと期間を長くして市民ボランティアでやれば、今は時間を持て余してボランティアを行いたいという高齢者がいっぱいいるわけですよ。そうすると、市民にとっての文化財の意味も非常に分かってくるし、どうやって行かとか、活用するかとか、ここに視点を置いたコンセプトが入っていて、これを聞いてやはり良いことだなと思うので、ぜひ市民参加できるような文化財の活用の計画を行わないと文化庁の補助金が見つからないというだけではなくて、実質的にこれにエネルギーをかけられるよ

うに、生涯学習につながるように計画を充実していただきたいと思います。これは意見です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。ほかに。

木村委員

今、中上委員が言ったように、こういったものがしっかりできて、将来的なところに、E S D教育は今盛んに言われていますし、どうつなげていくかということがものすごく重要だと思っています。ぜひ横浜市にとどまらないで、大学なども含めて連携されるともっと良いのではないかと思います。本市にはユネスコスクールが幾つかありますよね。そういったユネスコスクールをこういったもののE S D教育にどうつなげていくか。横浜国立大学などもE S D教育は、ユネスコチェアを取ってものすごく進んでいます。里山教育もものすごく進んでいますし、例えば水一つ取っても海と川があって、それがどう流れて今水脈がどこかとか、まさしく過去をしっかり知ってつなげていくことが未来につながっていきますから、ぜひそういった発展性をこれからも考えていただければと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。

四王天委員

文化財保護というものは、私はイコール横浜を知るということにつながっているのではないかと受け取りました。目指す姿の「いかす」の施策6の中に「学ぶ機会の充実」という項目があります。概要版ではなくて分厚い本編のほうに「第1章 横浜市の概要」という欄があって、私はこれをずっと読んでいったのですが、横浜市ってこうなんだ、河川が56もあるんだとか、いろいろなことを新たに知った次第です。これで横浜市を知るきっかけというか、勉強しようという機会が生まれてくれば良いかと思います。今、横浜市のことを知る授業は、小学校で総合学習の中に一つと、あと、中学校の社会科の授業の中に一部あるようですが、もっと働きかけて、横浜市を知る授業みたいなものをもうちよっ取り入れていただいても良いのではないかと思います。あなたはどこの出身ですかと聞かれて、神奈川県とは答えないし、南区とも答えなくて、皆さんは大体、横浜市と答えますよね。では、横浜市ってどんなまち？と問われたときにきちんと説明できるかという、私はやはり説明し切れません。約377万の人口でとか、そのぐらいのことしか言えなくて、面積なんか私は全然知らなかった話でした。これをきちんと横浜市で学ぶ人間に教えなければいけないのではないかと思います。それが郷土愛にもつながるし、SDGsにもつながっていくし、ひいては文化財保護という気持ち、マインドにもつながっていくのではないかと思いますので、学校教育の教科にはなり得ないですが、ぜひ授業の中でもっと拡大して取り上げてくれという声を上げていただきたいなと思います。できれば夏休みの補習授業みたいなものでばっと思っても良いかなぐらいの、そうしたら私も参加したいと思うぐらいのものなので、もっと横浜市を知ろうという機運を高めていただけたらと、そういうことに使っていただけたらと思いました。

小野寺生涯学習文化財課長

御意見ありがとうございます。学校との連携は、現在も博物館に来ていただいたり、訪問授業等を行っております。また、教員の方に授業で使っていただけるような動画コンテンツの開発なども公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団で行っておりますので、そういったこれまでの蓄積も踏まえながら、連携をまた進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

四王天委員

各学校個別の取組になりがちなところを、もうちょっとみんなのパワーを集結して、もっときちんとやれるように、取り組めるように、強く圧力をかけていただきたいと思いました。

大塚委員

文化財保存活用地域計画の御報告ありがとうございます。中上委員がおっしゃるように、本当に内容の濃いものをお作りになったと思います。その中で私がすごくなるほどと思ったのは、文化財の保存と活用が対立ではないんだというところを本当に明確にさせていただきました。私は学校現場出身なので、どう活用していくかということに非常に意味があると思っています。本計画で目指す3つの姿の最終的な出口が、横浜の歴史文化の次世代への継承。その継承に関してですが、この地域計画の49ページの課題9というところで、「新たな担い手や守り手の創出が必要」と課題を書かれています。本当にそのとおりだと実感します。次世代に継承するというのがいかに難しいかということや、祭り等の無形民俗文化財は人から人へということで、地域が主体になって、そこに生きる人たちがつながり合って、その無形民俗文化財をつなげていっていらっしゃる生の姿というのは、学校現場からいつも肌で感じさせていただいています。

あわせて、今、四王天委員がおっしゃったように、総合的な学習の時間や生活科などで、小学校、中学校も総合的、高等学校になれば探求学習ということで、学校としては地域に根差した授業というのを子どもたちが主体になって展開しています。生涯学習文化財課の皆様方も本当に御多用な中で、学校現場の授業を参観する、そういった機会というのはございますか。訪問授業に行かれるということは伺ったのですがいかがでしょうか。

小野寺生涯学習文化財課長

訪問授業などは、生涯学習文化財課の私ども埋蔵文化財に関する専門の職員と公益社団法人横浜市ふるさと歴史財団の職員が一緒になって行っておりますので、そういった機会に行かせていただいています。それに我々のほうは講師を務めない職員なども参観して、どのように児童生徒の方が興味を持っていらっしゃるかみたいな姿も含めて拝見していることはございます。

大塚委員

ありがとうございます。小学校・中学校・高等学校それぞれが、子どもが主体になった授業というもの、地域に対する愛着の気持ちを持つとか、それから、先ほど四王天委員がおっしゃったように、自分たちのまちを好きになる、愛着する気持ちを持つとか、そういった授業というのが本当に丁寧に積み重ねられているので、ぜひそれをまた御覧になっていただいて、それが活用とどうつながるかというアイデアがきっと湧いてこられるのではないかと思います。そこを強くお願いしたいと思います。

そういう子どもたち又は児童生徒の授業の取組が、これからの新たな担い手づくりというものに直結していくと思います。できれば文化財があるそのまちで、子どもたちが直にその文化財を肌で感じるような取組というのがこれから多く行われると良いなと思っていますが、今のところはまだ、横浜市歴史博物館等に向いていくとか、出前授業をしていただくとかという、大きな一つの行事として設定しないとなかなか実現しないというところは、一つ改善したいところだと思います。身近な文化財を身近にどう生かしていくかということをぜひ視野に入れて、生の授業をまず見ていただければと思います。要望です。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長	ほかにかがですか。
森委員	御報告ありがとうございます。幾つかのデータを素案の中で見ていく中で、文化財所有者に対する支援、特に保管・保全におけるコストがかなりかかりますよね。そこに対しての課題感というのが出ていたと思いますが、その課題感というのはどんな感じなのか、もう少し教えていただいてもいいですか。
小野寺生涯学習文化財課長	文化財の所有者や、守る側の課題感ですね。
森委員	はい。
小野寺生涯学習文化財課長	やはり文化財を所有・維持管理していく上での費用ですとか、あとは所有者も高齢化しますので、どなたが守っていくかというような問題もございます。どうしても個人の方や小さい団体ですと、そういった問題を解消しづらいというところがあります。補助金などで修繕などの費用をお出しできる部分もありますが、全額ではなかったりしますし、あとは指定などされていないと使えない補助金だったりということもございますので、そういった維持管理ですとか、また、日常を毎日見せられれば御理解も深まったり、あるいはちゃんとした施設などがあれば入館料などを取ったりとかできるかと思いますが、そうではないものもありますので、今申し上げたような課題があります。
森委員	なるほど。ありがとうございます。今回、今までの様々な御報告を文化財の関係で聞いていた中で思っていた疑問というのがこの計画でかなり整理されたと思っていますし、方向性として「まもる」「いかす」「つながる」のつながりですとか、あと、9つのストーリーでそれを分かりやすく伝わるようにしていくというのは素晴らしいと思いました。ほかの委員の皆さんからもあるように、これから更に「いかす」というところに力を入れていくときに、それぞれ「まもる」も大変だし「いかす」も大変だし、今の課題感を聞きながら、どこにより重点を置いていくのかというのはすごく難しい話だと思いました。
	私も知っている事例で、7月14日の「八坂神社のお札まき」の横浜市指定無形民俗文化財があります。その日に合わせて戸塚区全体の各商店会から200人ぐらいのボランティアの人たちが集まり、夜中の掃除から翌朝の掃除まで全部地元の住民の人たちとか商店の皆さんたちで行って、それに向けて半年かけて準備して、実行委員会もつくって、組織立って警備もみんなですて、協賛も集めて全部それをやっています。一つの横浜市指定無形民俗文化財がある、その伝統を何とかみんなで守って次の世代に引き継ぎたいという思いが中心にあると、これだけのことができるんだなと思っています。
	逆にそれはお祭りという、非常に人にとって身近な、誰でも行けるような舞台があるからこそ、その気持ちも引き継がれやすいですし、みんなの気持ちも集まりやすいと思ったり、あと、観光のようなことがあれば、経済的なこととか文化的なこと、社会的なことへの還元も見やすいのですが、今の冒頭にお話ししていた課題感、そのどちらにも当てはまらない場合、どのようにしていくかということについては何かお考えというか、「いかす」というところにどうつなげていくか、今お考えはありますか。お祭りとか観光は私もイメージできるのですが、それ以外があまりイメージできません。

小野寺生涯学
習文化財課長

今、事例として挙げていただいたのは、無形の文化財をイメージされている部分が大いのではないかと思います。無形の文化財でもやはり担い手の不足みたいなところではお悩みをお持ちだったり課題のあるところだとは思いますが、そういった無形の文化財ではなくて有形の文化財で個人所有だったり、あとは建物もそうですし、建造物などの修繕などには多額の費用がかかってくるところがありまして、なかなか一足飛びにすぐ課題解決というところには至らないかもしれません。ただ、存在を、ここにこういう文化財がありますよということを、私どもだったり関係団体のところ、あるいは支援することによって地域の方が、区役所も含めて情報を共有していただくことによって、支援の輪みたいところで、もし可能であればお金ですとか人手的なところが、ボランティアの参画なども含めて広がっていけば良いなと思っております。

直接的には関係ないのですが、一つの事例として、私たち教育委員会事務局の生涯学習文化財課が管理団体として携わっております称名寺のクラウドファンディングを今回実施させていただいています。そういったところでも御支援の輪が広がっていますので、例えばそういったクラウドファンディング的なところを活用してみるというような取組も一つですし、まずはこういう貴重なものが横浜市にありますよ、身近にありますよということを知っていただくことを契機として、いろいろな取組を検討していきたいと思っております。

鯉淵教育長

よろしいですか。ほかに。

木村委員

一つだけ気になっていることで、この素案の「はじめに」というところが白紙なのですが、ここは短くて良いので、どんなことを記載されるのですか。細かいところが結構気になるのですが。

小野寺生涯学
習文化財課長

申し訳ございません。原案のときは載せていくことになるかと思いますが、こちらの計画策定の趣旨が入ってくることになると思いますので、今、皆様から御意見いただいたような観点なども盛り込めればと思っております。まずはこの計画、中上委員からも御発言がありましたように、横浜市で初めて文化財に関してつくる総合的な計画ということで、課題や問題点の可視化によって関係者の皆さんが課題感を共有し、そうすることによって取組をみんなで進めていくきっかけになるというところを期待して、今後の横浜市、横浜市民の未来のために皆さんで歴史文化を大切に守り育ていきましょう。そのような内容になろうかと思っておりますが、まだ正確には検討中でございます。

木村委員

中身的には分かりましたが、読み物というのは「はじめに」にどういうインパクトがあるかで、「読んでみようか」「めんどくさいな」が決まってくると思うので、ぜひ期待しています。以上です。

中上委員

まだ議題もあって押しているところですが、どうしてもなかなか言う機会がないので、あえて話します。先ほどの四王天委員と大塚委員の話に関連で、先ほど私、生涯学習の市民参加の活用を大に行ってほしいということをお願いしたのですが、例えば学校との連携を考えたときに、神奈川区の神奈川台場の復元というのがありますけれども、あれは民間企業のNPO法人の皆さんの力で推進教育を行って、発掘もバックアップして、お金がかかりますよね。生涯学習・文化財課の予算でどこまでできるかというところと全然できないですから、やはり民間企業の力を借りて、民間企業の社長たちがお金を出してブックレットまで作って、その

ブックレットを学校に寄附してくれているんですね。自分たちの身近にこんなにいい題材があるんだよと。そのように、生涯学習の生きがいでだけではなくて、市民のNPO法人のファンドもそうでしょうし、その力をお借りすれば、学校の、まさに横浜市を愛する子どもたちの教育にもつながると思います。

四王天委員のお話でも、横浜市の歴史を知るということは非常に大事で、話し出すと幾つも例があるからもうやめますが、例えば、今度、2月に横浜市歴史博物館の企画展で、横浜から輸出したスカーフや、先ほどの真葛焼や家具などの、特別講演会を行いますよね。それにちなんだ作品がまだいっぱいあるわけです。実際に私もこの前、中央図書館で調べさせてもらったのですが、例えば関内地区に、焼き物の真葛焼のことで調べていたら、輸出の外貨を稼ぐための商館が、瀬戸物の商館だけで70いくつあるのです。工房だけでも40いくつあります。そういうことを市民は知らないです。横浜の港からどんどん輸出して、国のために外貨を稼いだとか。横浜市のそういう歴史すら知らない人が多分いっぱいいると思います。

ですから、いろいろそういうことを生涯学習文化財課だけで行うことはできませんから、民間の力やボランティアの力を借りて行う計画が本当の横浜らしさだし、横浜市を知ることにも愛することにつながると思うので、ぜひそういう具体的な計画をうまく仕掛けて、生涯学習文化財課のスタッフと予算だけではできないと分かっているので余計、民間の力を借りてと思っています。よろしく願います。長くなってすみません。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第41号議案「学校管理下の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第42号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第41号議案及び教委第42号議案は、非公開といたします。

次に、教委第38号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーの佐藤でございます。教委第38号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」の御提案、所管課長から御説明いたします。

須山 学校支援・地域連携課長

学校支援・地域連携課長の須山でございます。議案書を御覧ください。教委第38号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、お諮りいたします。

2ページを御覧ください。「提案理由」でございますが、横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴う関係規定を整理する等のため、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正したいので、提案いたします。

3ページは公布の案文でございますが、詳しい内容につきましては、別に用意させていただきました資料で説明させていただきます。資料を御覧ください。

「1 改正の趣旨」でございますが、提案理由と重なりますけれども、令和5年第3回市会定例会において、横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正しました。この条例改正に関連する規定を整理するため、同条例施行規則の一部を改正します。

次に、「2 改正の概要」ですが、「(1) 高等学校等就学支援金に係る取扱い(第2条)」として、授業料は、第2条第1項において、3か月分の額を年4回の納期限までに徴収すると規定していますが、国の高等学校等就学支援金の認定を受けた場合は、これを授業料に充当することができ、授業料を納付する必要がなくなります。就学支援金に係る授業料の履行期限等についての取扱いを明確化するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づいて認定申請をしている場合は、第1項の規定を適用しないことを規定します。また、就学支援金の支給がされない場合には、支給されないことが判明した日から30日以内に期限を付して授業料を請求し徴収することを規定します。

次に、「(2) 授業料等の還付理由(第3条の2:新設)」については、先般の条例改正で、既納の授業料等であっても、教育委員会がやむを得ない事由があると認める場合には還付することができる旨のただし書を追加いたしました。このただし書に規定する「やむを得ない事由」について、過納又は誤納の授業料等があることが判明したとき及びこのほか教育長が特に必要と認めるときと規定します。想定される還付事例として、入学選考手数料を納付した後に減免決定されたことにより過納となったとき、授業料を納付した後に就学支援金の支給対象となったことにより過納となったときなどが見込まれます。

2ページを御覧ください。「3 意見公募の実施状況について」ですが、同規則の改正について、意見提出期間を令和5年10月5日から11月6日までとし、意見公募を実施しましたが、提出意見はありませんでした。意見公募結果については、令和6年1月5日に公示する予定です。

「4 施行予定日」は、議決いただいた後、令和6年1月5日の横浜市報に登載することにより公布し、同日から施行します。

次に、3ページを御覧ください。「参考」として、新旧対照表を載せております。改正内容は先ほど説明させていただいたとおりです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

鯉淵教育長 所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員 これはどれだけの人にインパクトがある話なのですか。

小野 学校支援・地域連携課担当係長の小野と申します。主に横浜市立高等学校の生徒がおりますので、そちらの全員が対象となる話でございます。就学支援金に関しては、横浜市立高等学校の生徒ですと約6割が支給対象となっております。以上です。

鯉淵教育長 よろしいでしょうか。特に御意見がなければ、教委第38号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第39号議案「横浜市立図書館規則の一部改正について」、所管課か

ら御説明いたします。

下澤中央図書館長

中央図書館長の下澤です。図書館に係る規則の改正2件を御説明いたします。1点目は「横浜市立図書館規則の一部改正について」でございます。資料は企画運営課長から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

小田川企画運営課長

企画運営課長の小田川でございます。よろしくお願いいたします。議案を御覧くださいませ。教委第39号議案「横浜市立図書館規則の一部改正について」でございます。

おめくりいただきまして、裏面2ページを御覧ください。「提案理由」といたしましては、図書館サービスの拡充及び利便性向上並びに地方公務員法の改正を反映させるため、横浜市立図書館規則の一部を改正したいということで、御提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、おつけしております資料のほうで御説明させていただきたいと思っております。右上に教育委員会資料と書かれております資料を御覧くださいでしょうか。「1 改正の趣旨」でございます。令和6年1月15日から図書館情報システムを更新いたしまして、既に教育委員会でも御報告させていただいておりますとともに、市民の皆様にも御案内をしているところでございます。こういった、さらなる利便性の向上を目的とした一部機能の拡充に伴いまして、登録手続及び個人貸出しの手続等に関する規定の一部を改正させていただきたいと考えております。あわせて、現在、試行実施しております電子書籍、こちらはコロナ禍を機に非来館サービスの充実ということで試行実施を始めたものでございますが、こちらを図書館のサービスとして位置づけるために規定を追加したいと考えております。また、地方公務員の定年年齢引上げに伴いまして、職員及び職務に関する規定の一部を改正いたします。

「2 主な改正内容」についてでございます。「(1) 登録及び個人貸出しの手続について」。図書館資料の館外貸出しを受ける場合は、従来通り図書館窓口で登録し、図書館カードを使えることにするのに加えまして、新たに図書館情報システムで登録し、スマートフォン等に表示された利用者番号、いわゆるデジタル図書館カードを使えるようになります。これを踏まえまして、「図書館カード」に係る記載を「利用者番号」に変更いたします。「(2) 電子書籍の利用について」でございます。現在、試行実施している電子書籍を図書館のサービスとして本格実施することに伴いまして、既に行われております現状の事業内容、利用点数、利用期間等を追加いたします。「(3) 職員及び職務について」でございます。地方公務員の定年年齢引上げに伴いまして、横浜市で新たに設けます「キャリアスタッフ」につきまして、既に「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」が制定され、また、「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則」についても既に改正が行われているところでございます。これらに合わせまして、「横浜市立図書館規則」においても、キャリアスタッフを追加いたします。

「3 規則等に係る意見公募」につきましては、「(1) 意見公募期間について」にございますとおり、令和5年10月12日から令和5年11月10日まで行ったところでございます。公募の結果でございますが、「(2) 意見について」にございますとおり、合計で12件頂戴してございまして、条文についての2件については反映させていただきたいと考えております。そのほか、10条、20条、その他についての10件につきましては、参考とさせていただきたいと思っております。後ほど内容について御説明させていただきます。「(3) 意見公募結果の公示につい

て」は令和6年1月5日、「4 施行年月日」につきましては、令和6年1月15日を考えているところでございます。

次の2ページを御覧いただければと存じます。意見公募の結果でございます。1番、2番に関しましては、条文についての御指摘でございますので、反映ということで、読点の削除ですとか見出しの追加などを反映したいと考えております。

3番からは内容に関する御意見ということで、3番の個人貸出手続につきましては、スマホを持っていない利用者はどうすればよろしいのかというような御意見でございましたので、考え方といたしましては一番右にございますとおり、従来の方法でも引き続き貸出しができるという形になっております。

また、その下4番、電子書籍の利用に関しまして、2点では少な過ぎますという御意見を頂戴しておりますが、こちらにつきましては、多くの方に御利用いただけるようにお一人2点以内ということで、今後の取組の参考とさせていただきたいと考えております。

5番目、電子書籍を活用した視覚障害者等の読書環境の整備ということで、電子書籍の障害者利用と特定電子図書資料の整理や利用拡大につきまして、20条に明記すべきではないかという御意見を頂戴しておりますが、こちらの規則に掲載するには詳細な事項ということでございまして、今後の施策検討の参考にさせていただきたいと思っております。

6番、同じく電子書籍を活用した視覚障害者等の読書環境の整備でございますが、下線のところがございますとおり、様々な機器につきまして、館内の整備ですとか啓蒙活動などにつきましても明記してよいのではないかという御意見を頂戴しております。こちらにつきましても詳細な事項であるため、施策検討の参考にさせていただきたいと考えております。

3ページを御覧くださいませ。7番、同じく電子書籍を活用した読書環境の整備でございます。下線のところがございますが、音声再生に対応していないスマートフォン、タブレットがまだまだ流通していることを踏まえまして、端末の貸出しにつきましても明示的に規定すべきという御意見を頂戴しております。こちらにつきましても詳細な事項であるということで、施策検討の参考にさせていただきたいと考えております。

8番、電子書籍を活用したサービスということで、「多文化サービス」への言及をすべきではないかという御意見を頂戴しておりますが、こちらにも詳細な御意見ということでございますので、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

9番、その他、予約の多い本への対応ということで、予約人数が多くて在庫が少ない本などについて、もう少し努力をしていただきたいという御意見でございます。こちらにつきましては、限られた予算の中、所蔵冊数、同じテーマの本の所蔵状況を考慮しながら、冊数を検討しているところでございます。

10番、予約についてでございます。現在の予約冊数は6冊でございますが、10冊にさせていただきたいという御希望でございます。こちらは右側でございますとおり、予約冊数を増やすことで、人気の図書への予約数が増えるということ、そして、お待たせしてしまうという懸念がございます。また、実務的には、図書の配送量や、予約の取り置き棚の保管スペースの不足などがございますので、6冊ということにしております。

11番、返却場所の増設ということで、こちらの御希望につきましては今のところ予定はございませんが、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

最後に12番、図書館情報システムについてということで、「蔵書検索ページ」の改修に合わせまして、現在、手打ちで入力をしている部分について、リストを活用できるようにしてほしいということと、一覧で表示できる件数などについて多くしてほしいというものでございます。こちらにつきましては、手打ちで入力しなければならないものについて、実際にチェックボックスでお選びいただけるようになるということ、また、「表示件数」につきましては、皆様の御意見やシステムの負荷を考慮する必要があるということ、今後の参考と考えております。

資料の御説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

市民意見の中で、3番の方なのですが、「私は体調を崩しやすいので、その際には家族にカードを渡して、代わりに本を受け取ってもらう」、これは十分考えられるケースで、想定されると思います。一方、この前のページにありますけれども、図書館カードの裏の規定のところに「このカードは本人以外は利用できません」と明記されてしまっています。その場合、多分この辺りのところはこの規定に引っかかってしまうのではないかと思うのですが、例えば家族をそのカードと一緒に登録する、ひもづけする。家族の方でしたら良いというような形の、ひもづけのシステム変更みたいなものも必要になってくるのではないかと。若しくは、本人の委任状がなければいけないのかと思ってしまうのですが、その辺りのところはいかがでしょう。

小田川企画運営課長

ありがとうございます。四王天委員のおっしゃるとおり、規定は「このカードは本人以外は利用できません」というような記載をさせていただいています。実際のところ、そうは言っても、おっしゃるとおり体調不良ですとか、なかなか御都合がつかないですとか、そういった実情があるということは私どもも承知しておりますので、実際の運用の中で、同居の御家族の方につきましては、委任されたという形をもって御本人のカードをお持ちいただきまして、貸出をしているというような現状がございます。システムの中でひもづけをするというのは、システムの負荷の部分も考慮する必要があるでございますので、当面の間につきましては、今までのような運用の形を継続するというのを考えております。

四王天委員

分かりました。もちろん性善説で良いとは思いますが、それが悪用されるようなことは何か想定されませんか。大丈夫ですか。

小田川企画運営課長

悪用につきましては確かに懸念がありますが、御本人のカードを持ってきていただくことで御本人確認を、委任されていると考えているような現状でございます。例えば紛失されたときなどにつきましては、規定の中ですぐ図書館にお届けいただくようお願いしておりますので、そういった場合には、ほかの方の悪用がないようにカードの使用を停止することができるようになっておりますので、そういった形で対応していければと考えております。

四王天委員

分かりました。キャッシュカードやクレジットカードなどと違って、身体、生命、財産に大きな影響を及ぼすようなカードではないというのは承知していますが、本を入手してどこかに転売してしまうとか、そんなことをするような方もい

るかもしれませんが、もう少し本人以外での受渡しについての規定を考えておいたほうが良いのではないかと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

1点、「キャリアスタッフ」を設けますというところでキャリアスタッフの役割が簡単に書いてあるのですが、もう少し具体的にどういったお仕事なのか、またはどういったことを期待されていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

小田川企画運営課長

例えば、係長として仕事に就いていた職員がキャリアスタッフという形になると、役職が一つ下がって一般の職員という形になってしまうのですが、キャリアスタッフということで責任職と職員をつなげていくですとか、今までの経験を生かして責任職をサポートしていく、そういった役割が期待されているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。これは来年度からなのでしょうか。何名ぐらいというのは想定されていますか。

小田川企画運営課長

中央図書館においては1名想定しているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。

森委員

市民意見にも入っていましたが、電子書籍が2点と書いてありましたが、その2点になっている理由として、多くの方に御利用いただけるようにとありました。そこで改めてですが、実際に電子書籍の貸出しを申し込んで、手元に届いて、返却までのフローというのをもう一度教えていただいてもよろしいですか。

小田川企画運営課長

システムでお申込みいただきますと、ほかにお借りになっている方がいらっしゃらない場合には、すぐにお読みいただくことができるようになっております。そして、読み終わりましたら、手続きをしていただきますと、そのまま返却の手続きがその場で完了するという形になっております。既にお読みの方がいらっしゃる場合には、予約ということで少しお待ちいただく形になっております。

森委員

ありがとうございます。では、全てスマートフォン上で申し込んで、すぐ手元に届いて、返すことができるということですね。なので、例えば3冊目、4冊目を読みたいときには、もし予約が入っていなければ、それを返却すればまた3冊目が読めるということですか。なるほど、分かりました。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。それでは、教委第39号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第40号議案「横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

下澤中央図書館長

規則改正の2点目でございますが、「横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について」でございます。資料は調査資料課長から御説明いたします。よろしくお願いたします。

石合調査資料課長

調査資料課長の石合でございます。よろしくお願いたします。議案書を御覧ください。教委第40号議案「横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について」、お諮りいたします。資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。「提案理由」でございますが、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正に伴い、横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正したいので提案するものでございます。

次の3ページが公布の案文でございます。資料をおめくりいただきまして、その次の4ページでございますが、改正の内容を新旧対照表で付しております。下線部がその内容でございます。このことにつきまして、別紙、説明資料のほうでもう少し詳細を御説明させていただきたいと思っております。

次にございます資料の1ページを御覧ください。「1 改正の趣旨」ですが、前段で申し上げました内容の補足として、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正によりまして、横浜市立図書館資料管理規則において当該規定より引用している条文に号ずれが生じたため、一部改正を提案させていただくものでございます。

次の2は、引用元となっている横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規則の改正箇所でございます。第2条の「定義」の用語の定義のうち、記録媒体の項目が、改正前は(4)、4号であったところ、改正によって(6)、6号にずれております。

次の3が、2の規程の改正に伴いまして号ずれが生じるために、一部改正させていただく箇所でございます。

続きまして、「4 規則等に係る意見公募」につきましては、他の規程の改正に伴う形式的な改正であり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号イに該当するため、意見公募手続は実施いたしません。

最後の「5 施行日」ですが、令和6年1月15日から施行いたします。令和6年1月5日発行の横浜市報に登載して公布する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。特になければ、教委第40号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

12月11日に1団体から、「学校教室の断熱化に関する要望書」が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は内容の御確

認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、1月12日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、1月26日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、1月12日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、1月26日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第41号議案「学校管理下の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第42号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時59分]